



発行 新潟県

第 94 号

令和4年12月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1253 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1254 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1255 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1256 救急病院等の指定（地域医療政策課）
- 1257 公衆浴場入浴料金統制額の指定（生活衛生課）
- 1258 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による指定病院の指定（障害福祉課）
- 1259 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 1260 保安林の指定（治山課）
- 1261 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 1262 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1263 公共測量の終了通知（監理課）
- 1264 道路の区域変更（道路管理課）
- 1265 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

選挙管理委員会告示

- 114 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 12 新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）
- 13 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）

告 示

◎新潟県告示第1253号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 県立吉田病院
- 2 所 在 地 燕市吉田大保町32番14号
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1254号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 県立津川病院
- 2 所 在 地 東蒲原郡阿賀町津川200番地
- 3 有効期間 令和4年10月1日から

令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1255号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 県立柿崎病院
- 2 所在地 上越市柿崎区柿崎6412番地1
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1256号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 名称 県立妙高病院
- 2 所在地 妙高市大字田口147番地1
- 3 有効期間 令和4年10月1日から
令和7年9月30日まで

◎新潟県告示第1257号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり指定し、令和5年1月1日から施行する。

なお、令和2年2月新潟県告示第201号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、令和4年12月31日限りで廃止する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

大人料金 (12歳以上の者)	中人料金 (6歳以上12歳未満の者)	小人料金 (6歳未満の者)
480円	150円	70円

◎新潟県告示第1258号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により、指定病院を次のとおり指定した。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	指定期間
佐渡総合病院	佐渡市千種161	令和4年12月1日から 令和5年3月31日まで

◎新潟県告示第1259号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月新潟県告示第351号）の一部を令和4年11月30日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
1	くろまぐろ (小型魚)	1	くろまぐろ (小型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ (小型魚) 漁業 <u>113.556</u> トン		新潟県くろまぐろ (小型魚) 漁業 <u>103.556</u> トン
2	くろまぐろ (大型魚)	2	くろまぐろ (大型魚)
	知事管理区分 知事管理漁獲可能量		知事管理区分 知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ (大型魚) 漁業 <u>72.128</u> トン		新潟県くろまぐろ (大型魚) 漁業 <u>82.128</u> トン
3～4	(略)	3～4	(略)

◎新潟県告示第1260号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和4年12月9日

新潟県上越地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県上越市安塚区上船倉字敷田823の2
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県上越地域振興局農林振興部及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年12月9日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 就任
理事 刈羽郡刈羽村大字正明寺412番地1 入澤 勝巳
就任年月日 令和4年11月25日

◎新潟県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和4年12月12日から令和5年1月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	須巻	換地計画書の写し	胎内市役所本庁舎

- 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角英世

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影（デジタル））
- 2 作業期間 令和4年3月29日から令和4年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟県南魚沼市、魚沼市、長岡市

◎新潟県告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和4年12月9日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
佐渡市加茂歌代字中嶋373番4から	新	19.5～19.5メートル	36.4メートル
同市加茂歌代字境399番5まで	旧	19.5～21.2メートル	36.4メートル

備考 路線の重用
全区間県道佐渡縦貫線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
-----	------	-------	----

佐渡市加茂歌代字中嶋373番4から	新	19.5～19.5メートル	36.4メートル
同市加茂歌代字境399番5まで	旧	19.5～21.2メートル	36.4メートル

備考 路線の重用
全区間一般国道350号と重用

◎新潟県告示第1265号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
令和4年12月9日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和4年11月24日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
村上市岩船字上ノ山2121番14	6.20	37.25
	5.00	13.92

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第114号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和4年12月9日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
37,170
- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
332,310
- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,468
新潟市東区	37,938
新潟市中央区	49,468
新潟市江南区	19,108
新潟市秋葉区	21,385
新潟市南区	12,360
新潟市西区	43,757
新潟市西蒲区	15,768

長岡市三島郡	75,445
上越市	52,520
三条市	26,819
柏崎市刈羽郡	24,065
新発田市北蒲原郡	30,658
小千谷市	9,674
加茂市南蒲原郡	10,682
十日町市中魚沼郡	16,890
見附市	11,215
村上市岩船郡	18,043
燕市西蒲原郡	24,365
糸魚川市	11,623
妙高市	8,769
五泉市東蒲原郡	16,760
阿賀野市	11,605
佐渡市	14,883
魚沼市	9,795
南魚沼市南魚沼郡	17,438
胎内市	7,999

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月9日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（緊急自動車の指定）</p> <p>第4条 令第13条第1項の規定による<u>緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項において同じ。）が記載された書面</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（緊急自動車の指定）</p> <p>第4条 令第13条第1項の規定により<u>緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条の自動車検査証をいう。以下同じ。）の写し</u>を添えて申請しなければならない。</p> <p>2～6 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（緊急自動車の届出）</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定による<u>緊急自動車の届出をしようとする者は、別記様式第1の届出書に自動車検査証記録事項が記載された書面</u>を添えて届け出なければならない。</p> <p>2～6 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（緊急自動車の届出）</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定により<u>緊急自動車の届出をしようとする者は、別記様式第1の届出書に自動車検査証の写し</u>を添えて届け出なければならない。</p> <p>2～6 （略）</p>
<p style="text-align: center;">（駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ～チ （略） リ 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は<u>車椅子移動車</u>として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中のもの</p> <p>ヌ～ヲ （略）</p> <p>(12) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章 イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車</p>	<p style="text-align: center;">（駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) （略）</p> <p>(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ～チ （略） リ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は<u>車いす移動車</u>として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中のもの</p> <p>ヌ～ヲ （略）</p> <p>(12) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章 イ 当該車両に係る自動車検査証</p>

<p><u>両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。第7条の5第3項第1号及び第5号において同じ。</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、<u>次</u>の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則(昭和50年総理府令第53号)別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には<u>次</u>の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する運転に関する経歴に係る事項を記載した書面</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7を次のとおり改める。

別記様式第7 (第12条の2関係)

コード 番号							-	0	0	<input type="checkbox"/> 新規 選任	<input type="checkbox"/> 選任 解任	<input type="checkbox"/> 解任	<input type="checkbox"/> 事項 変更
安全運転管理者に関する届出書													
年 月 日													
新潟県公安委員会 殿													
<input type="checkbox"/> 安全運転管理者を選任 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者を解任 <input type="checkbox"/> 届出事項を変更													
氏名又は法人の名称 法人の代表者氏名 住所又は所在地 電話番号													
次のとおり届出します。													
①選任年月日		年 月 日		⑦ 使用の本拠		(フリガナ)		名称					
②安全運転管理者氏名		(フリガナ)		所在地		(電話)		業種別		<input type="checkbox"/> 1 官公署 <input type="checkbox"/> 2 公社公団等 <input type="checkbox"/> 3 農業 <input type="checkbox"/> 4 林業 <input type="checkbox"/> 5 漁業 <input type="checkbox"/> 6 鉱業 <input type="checkbox"/> 7 建設業 <input type="checkbox"/> 8 製造業 <input type="checkbox"/> 9 卸・小売業 <input type="checkbox"/> 10 不動産業 <input type="checkbox"/> 11 金融保険業 <input type="checkbox"/> 12 運輸業 <input type="checkbox"/> 13 電気・ガス業 <input type="checkbox"/> 14 通信業 <input type="checkbox"/> 15 サービス業 <input type="checkbox"/> 16 代行業 <input type="checkbox"/> 17 その他			
③ 資格要件		生年月日 年 月 日 (年齢)		年 月 日 (歳)		《注》 年齢20歳以上 ただし、副安全運転管理者を選任する場合は、30歳以上		<input type="checkbox"/> 運転管理の経験期間2年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の教習修了者で運転管理の経験期間1年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定		⑧使用の本拠における自動車台数(台)		⑨使用の本拠における運転者数(人)	
④ 運転管理の経験		勤務所名		職名		運転管理の経験期間		乗用車		大型 中型 準中型 普通 軽		一種免許のみ 一種免許 二種免許 計	
		年 月から		年 月まで		年 月間		貨物車		大型 中型 準中型 普通 軽		《注》 ⑧の自動車を運転する人の免許種別ごとに記載してください。 ⑩副安全運転管理者数(人)	
		年 月から		年 月まで		年 月間		大型特殊		現在の選任数		必要数	
		年 月から		年 月まで		年 月間		小型特殊					
		年 月から		年 月まで		年 月間		大型二輪					
		年 月から		年 月まで		年 月間		普通二輪					
⑤職務上の地位		<input type="checkbox"/> 使用者(代表者) <input type="checkbox"/> 課長級以上 <input type="checkbox"/> 係長級以上 <input type="checkbox"/> 主任級以上 <input type="checkbox"/> その他()		計		《注》 現在の選任数が必要数より少ない場合は、副安全運転管理者の選任届出が必要です。							
⑥運転免許		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		計		(二輪0.5台換算)							
⑪前安全運転管理者		解任年月日 年 月 日		氏名		解任事由		備考		<input type="checkbox"/> 規定台数未満での選任 《注》 該当する場合は、チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 名称・所在地等の変更 《注》 ⑦使用の本拠を変更した場合は、チェックし、変更前の名称・所在地等を記載してください。			
		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 台数減 <input type="checkbox"/> 閉鎖・倒産 <input type="checkbox"/> その他()		《注》 安全運転管理者を解任した後、直ちに他の者を安全運転管理者に選任した場合は、この欄に記入することにより解任届を兼ねることができます。									

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

別記様式第7の2を次のとおり改める。

別記様式第7の2 (第12条の2関係)

コード番号										<input type="checkbox"/> 新規選任	<input type="checkbox"/> 選任解任	<input type="checkbox"/> 解任	<input type="checkbox"/> 事項変更
副安全運転管理者に関する届出書													
年 月 日													
新潟県公安委員会 殿										氏名又は法人の名称			
<input type="checkbox"/> 副安全運転管理者を選任 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者を解任 <input type="checkbox"/> 届出事項を変更										法人の代表者氏名 住所又は所在地 電話番号			
次のとおり届出します。										したので			
①選任年月日		年 月 日		⑦使用の本拠		(フリガナ)		名称					
②副安全運転管理者氏名		(フリガナ)		所在地		(フリガナ)		所在地		(電話)			
③資格要件		生年月日 年 月 日 (年齢)		安全運転管理者の氏名		(フリガナ)		安全運転管理者の氏名					
		《注》 年齢20歳以上		⑧使用の本拠における自動車台数(台)		⑨使用の本拠における運転者数(人)							
		<input type="checkbox"/> 運転管理の経験期間1年以上 <input type="checkbox"/> 運転の経験期間3年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定		乗用車		一種免許のみ		一種免許二種免許		計			
④運転管理の経験		勤務所名		職名		運転管理の経験期間		貨物車		《注》 ⑧の自動車を運転する人の免許種別ごとに記載してください。			
						年 月から 年 月まで		大型					
						年 月から 年 月まで		中型					
						年 月から 年 月まで		準中型					
						年 月から 年 月まで		普通					
						年 月から 年 月まで		軽					
						年 月から 年 月まで		大型特殊				⑩副安全運転管理者数(人)	
						年 月から 年 月まで		小型特殊				現在の選任数	
						年 月から 年 月まで		大型二輪				必要数	
						年 月から 年 月まで		普通二輪					
						年 月から 年 月まで		計				《注》 現在の選任数が必要数より少ない場合は、副安全運転管理者の選任届出が必要です。	
⑤職務上の地位		<input type="checkbox"/> 使用者(代表者) <input type="checkbox"/> 課長級以上 <input type="checkbox"/> 係長級以上 <input type="checkbox"/> 主任級以上 <input type="checkbox"/> その他()		⑥運転免許		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(二輪0.5台換算)					
⑪前副安全運転管理者		解任年月日 年 月 日		備考									
		氏名											
		解任事由											
		<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転任 <input type="checkbox"/> 台数減 <input type="checkbox"/> 閉鎖・倒産 <input type="checkbox"/> その他()											
		《注》 副安全運転管理者を解任した後、直ちに他の者を副安全運転管理者に選任した場合は、この欄に記入することにより解任届を兼ねることができます。											

注 新規選任又は選任解任の場合は、選任された者の運転免許証の写しと運転記録証明書(証明期間が3年又は5年で、発行後1か月以内のもの)を添付してください。

別記様式第12の2を次のとおり改める。

別記様式第12の2 (第24条の5関係)

運転経歴証明書交付申請書

(兼 運転経歴証明書記載事項変更届出書)

新潟県公安委員会 殿

受付場所		通知番号		
申請日		年 月 日		
フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日	性別
住所	電話番号	自宅 携帯 勤務先		
取消申請 年月日	年 月 日	取消申請 場所	署 ・ センター	



変更がある場合は、以下を記入してください。

フリガナ	新氏名	(旧姓併記の希望 有 ・ 無)	新生年月日	大昭平	年 月 日
住所	(〒 -)		性別	男・女	

- 変更内容
- ・氏名
 - ・住所
 - ・その他
- 変更確認
- ・住民票
 - ・郵便物
 - ・マイナンバーカード
 - ・その他 { }

運転免許証コピー欄

署 消 印
署 受 付 印
免許センター受付印

別記様式第12の3を次のとおり改める。

別記様式第12の3 (第24条の5関係)

運転経歴証明書記載事項変更届出書

受付場所

新潟県公安委員会 殿

届出日

年 月 日

フリガナ		連絡先電話番号(本人・届出者)
届出者氏名		

フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所					

変更がある箇所のみ記入してください。

フリガナ				旧姓併記の希望 有・無	性別	男・女
新氏名						
新住所の郵便番号	〒	—	新生年月日	大昭平	年 月 日	
新住所						
変更内容	・氏名 ・旧姓 ・通称名 ・住所 ・性別 ・生年月日	確認書類	・マイナンバーカード ・公共料金 ・郵便物	・住民票 (コピー添付 原本は に添付) ・保険証 (国保・その他) ・その他 {		

運転経歴証明書コピー欄

署受付印

免許センター受付印

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第2条中新潟県道路交通法施行細則別記様式第7及び別記様式第7の2の改正は、同月4日から施行する。

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月9日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後			改正前		
<p>(申請書等の提出)</p> <p>第2条 施行規則第3条の規定により、警察署長を経由して<u>申請書又は届出書を新潟県公安委員会に提出する場合は、添付書類と併せて提出するものとする。</u></p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号口及び第2号口に規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）<u>別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の申請書又は届出書の提出に際し、当該申請又は届出の内容が安全運転管理者等の選任又は解任に係るものである場合は、安全運転管理者にあっては新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法細則」という。）別記様式第7の届出書を、副安全運転管理者にあっては<u>道交法細則別記様式第7の2の届出書を併せて提出するものとする。</u></p> <p>(読替え適用)</p> <p>第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(申請書等の提出)</p> <p>第2条 施行規則第3条の規定により、警察署長を経由して<u>公安委員会に提出する申請書又は届出書は、添付書類を除き2通提出するものとする。</u></p> <p>2 施行規則第5条第2項第1号口及び第2号口に規定する自動車の運転の管理に関する経歴を記載した書面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に<u>規定する運転に関する経歴に係る事項を記載した書面</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 第1項の申請書又は届出書の提出に際し、当該申請又は届出の内容が安全運転管理者等の選任又は解任に係るものである場合は、安全運転管理者にあっては新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号。以下「道交法細則」という。）<u>第12条の2第1項に規定する別記様式第7の届出書2通を、副安全運転管理者にあっては同項別記様式第7の2の届出書2通を併せて提出するものとする。</u></p> <p>(読替え適用)</p> <p>第11条 自動車運転代行業者についての道交法細則の適用については、次の表の左欄に掲げる道交法細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の6	(略)		第7条の6	(略)	
	別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する		別記様式第6の5の指示書	新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する

		る法律施行細則 (平成14年新潟 県公安委員会規 則第11号。以下 「運転代行業法 施行細則」とい う。)別記様式第 14号の最高速度 違反行為に係る 指示書			る法律施行細則 (平成14年新潟 県公安委員会規 則第11号。以下 「運転代行業法 施行細則」とい う。)第11条第2 項に規定する最 高速度違反行為 に係る指示書 (別記様式第14 号)
第7条の8	(略)		第7条の8	(略)	
	別記様式第6の 4の指示書	運転代行業法施 行細則別記様式 第16号の過積載 違反行為に係る 指示書		別記様式第6の 4の指示書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 過積載違反行為 に係る指示書 (別記様式第16 号)
第7条の9	(略)		第7条の9	(略)	
	別記様式第6の 6の指示書	運転代行業法施 行細則別記様式 第17号の過労運 転違反行為に係 る指示書		別記様式第6の 6の指示書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 過労運転違反行 為に係る指示書 (別記様式第17 号)
第12条の3 第1項	(略)		第12条の3 第1項	(略)	
	別記様式第7の 4の申請書	運転代行業法施 行細則別記様式 第19号の自動車 の運転の管理に 関する教習(認定) 申請書		別記様式第7の 4の申請書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 自動車の運転の 管理に関する教 習(認定)申請書 (別記様式第19 号)
第12条の3 第2項	別記様式第7の 5の教習修了証 又は認定証	運転代行業法施 行細則別記様式 第20号の教習修 了(認定)証	第12条の3 第2項	別記様式第7の 5の教習修了証 又は認定証	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 教習修了(認定) 証(別記様式第 20号)
第12条の4	(略)		第12条の4	(略)	
	別記様式第7の 6の解任命令書	運転代行業法施 行細則別記様式 第21号の安全運 転管理者(副安 全運転管理者) 解任命令書		別記様式第7の 6の解任命令書	運転代行業法施 行細則第11条第 2項に規定する 安全運転管理者 (副安全運転管 理者)解任命令

						書(別記様式第 21号)
	(略)				(略)	
2	(略)			2	(略)	

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。